神戸高速地下街(メトロこうべ)
浸水時避難確保・浸水防止計画

２０２１ 年 ９ 月

神戸高速鉄道株式会社

第１章　浸水時（河川の氾濫、降雨等）避難確保・浸水防止計画

第１条（目的）・・1
第２条（計画の対象範囲）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
第３条（施設・建物概要）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
第４条（災害の想定）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
第５条（計画の適用範囲）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
第６条（警戒活動）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
第７条（警戒配備）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
第８条（防災体制）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
(1) 初動
(2) 災害対策本部の設置
(3) 本部の場所
(4) 本部の解散
第９条（任務の内容）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
第10条（情報収集体制）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
(1) 浸水危険性の把握
(2) 来街者の状況把握
第11条（情報伝達体制）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5
第12条（避難誘導）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5
(1) 避難の原則
(2) 避難時期
(3) 発令時の行動
(4) 避難場所及び避難経路
(5) 誘導方法及び留意事項
(6) 来街者・従業員等に対する放送及び案内の内容
第13条（水防施設・水防資機材の点検、整備）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7

第２章　防災教育・訓練の計画

第14条（防災教育）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7
第15条（防災教育・訓練の実施）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7
第16条（防災訓練）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7
(1) 訓練の内容
(2) 訓練実施時期
第17条（計画の見直し）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・8

別紙資料

別紙① 施設・建物概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・9
別紙② 洪水による浸水想定区域・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10
別紙③ 神戸市地域防災計画（抜粋）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・11
別紙④ 避難場所　会下山小学校、中央体育館・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・12
別紙⑤ 避難経路図・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・13

第１章 浸水時（河川の氾濫、降雨等）避難確保・浸水防止計画

第１条（目的）

この計画は、水防法第１５条の２に準じ必要な措置に関する計画を作成し、神戸高速地下街（以下「メトロこうべ」という）の全勤務者及び利用者の河川の氾濫、降雨による浸水または浸水が予想される時の円滑かつ迅速な避難の確保を図ること及び浸水を防止することを目的とする。

第２条（計画の対象範囲）

この計画の対象範囲は、メトロこうべ（新開地タウン・神戸タウン）全域とする。

施設名称(所在地)

メトロこうべ・新開地タウン(神戸市兵庫区新開地２丁目３番１号)

メトロこうべ・神戸タウン　(神戸市中央区中町通４丁目２番２３号)

第３条（施設・建物概要）

施設・建物の概要は下表及び「別紙①」のとおりとする。

摘　要	新開地タウン(㎡)	神戸タウン(㎡)	合　計(㎡)
店舗・倉庫等	1,420	3,567	4,987
公共通路	1,506	3,733	5,240
機械室等	823	1,119	1,942
合　計	3,750	8,420	12,170

第４条（災害の想定）

本計画で対象とする災害は、神戸市が公表する河川の氾濫による浸水で、その浸水想定区域は別紙②のとおりとする。

第５条（計画の適用範囲）

この計画は、メトロこうべに勤務又は施設を利用する全ての者に適用する。

またメトロこうべの業務委託業者は、神戸高速鉄道株式会社の指揮下に入り、与えられた任務を遂行するものとする。

第６条（警戒活動）

警戒活動は神戸市地域防災計画「別紙③」を参考にしつつ、メトロこうべの周辺状況に対応したものとし、それぞれの活動内容は次の表のとおりとする。

<table>
<tr><td>防災指令</td><td>神戸高速地下街(メトロこうべ)</td></tr>
<tr><td>種類</td><td>活動内容</td></tr>
<tr><td rowspan="2">防災指令
第１号
（注意報又は警報が発令され、災害の発生が予想されるとき）</td><td>注意体制</td></tr>
<tr><td>●情報の収集を行う。（大雨、洪水、高潮、波浪、暴風、雷）
●地上部の状況を巡回目視する。
●監視カメラ、巡回等により地下街内のみならず地上の冠水、降雨状況等について情報収集する。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">防災指令
第２号
（警報が発令され相当の災害の発生が予想されるとき）</td><td>警戒体制</td></tr>
<tr><td>●土嚢・止水板の設置を行う。
●状況に応じて土嚢・止水板の追加設置を行う。

★土嚢・止水板を越えて浸水してきた場合
●浸水してきた場所に近接するエリアは直ちに営業を中止し、従業員・入店客を退避させる。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">防災指令
第３号
（災害が発生し、さらに災害の拡大が予想されるとき）</td><td>非常体制</td></tr>
<tr><td>★浸水危険箇所に設置した土嚢・止水板を越えて複数個所から浸水し、その被害が 広範囲に及ぶと判断されるとき。

★災害対策本部設置
●非常放送により直ちに全店営業を中止させ、従業員、来街者に避難を促す。
●エレベーターを直ちに停止させ、その利用を防止する措置を講じる。
（管轄の駅に連絡する）
●避難誘導班は主要導線と避難階段に急行し、避難誘導を行う。
●主要な出入口には、随時監視員を配置し、道路側溝の流水状況等を監視し、その状況を随時災害対策本部に報告する。
●各出入口には地下街への立ち入りを防止する処置を講じる。
●他施設地階からの浸水が予想される場合、地下街内に残留者がいないことを確認したうえ、該当するシャッターを閉鎖し、土嚢等で防護する。

★店舗の役割
●店舗は入店客がいないことを確認後、店舗シャッターを閉鎖（飲食店はガス閉栓）し、従業員に避難するよう指示する。
●自衛水防隊避難誘導班とともに来街者の避難誘導に当たる。</td></tr>
</table>

第７条（警戒配備）

警戒配備は次の表のとおりとする。

体制	体制の目安	神戸高速地下街(メトロこうべ)	
注意 警戒 非常	防災指令 第１号 防災指令 第２号 防災指令 第３号	通常勤務時間内	全勤務者は連携して活動する。
		休日通常勤務時間帯	出勤者は防災センターからの連絡を受け、テナント及び一般市民の問合せに対応する。 防火・防災管理者は必要に応じて出勤可能な者を招集する。
		その他の時間帯	防火・防災管理者は必要に応じて 出勤可能な者を招集する。

第８条（防災体制）

防災体制は次のとおりとする。

(1)　初動

災害対策本部設置に至る前段階においては、

① 現地指揮本部長の指揮の下、防災センター員は設備・警備一体となって活動する。

② 初動においてマンパワーが不足する場合、現地指揮本部長は災害対策本部各隊の必要人数 を招集する。

(2)　災害対策本部の設置

① 災害対策本部は、本部長、副本部長、現地指揮本部長、メトロこうべ自衛水防隊で構成し、その編成は次の表のとおりとする。

【災害対策本部組織体制表】

② 災害対策本部は、浸水危険箇所に設置した土嚢・止水板を越えて複数箇所から浸水し、その被害が広範囲に及ぶと判断されるとき及び代表取締役社長が必要と認めたときに設置する。

(3)　本部の場所

本部は、本部長が指定した場所に設置して指揮をとるほか、必要に応じて防災センター等において指揮する。

（4） 本部の解散

災害の危険が解消されたと認められたときに、本部を解散する。

第 9 条（任務の内容）

災害対策本部の任務は次のとおりとする。

災害対策本部任務表		
組織		任務
対策本部	災害対策本部長	○情報収集・伝達、警戒活動、避難誘導に伴う措置の総合指揮
	災害対策副本部長	○本部長の補佐
	指揮本部	○動員計画（社員の班編入、非常呼出、社外応援者等）の策定 ○報道機関対応、その他広報全般 ○関係公的機関への情報連絡、調整 ○協力会社への応援要請 ○本部業務の管理
現地指揮本部	現地指揮本部	○現地対策の総合指揮 ○現地状況の情報収集及び本社（指揮本部）への連絡 ○現地指揮本部業務の管理
メトロこうべ自衛水防隊	自衛水防隊	○自衛水防隊の指揮及び指示 ○各地区隊への指揮及び指示
	情報・伝達班	○気象、洪水他各種情報収集、伝達 ○メトロこうべの被害状況の確認 ○避難状況の確認 ○その他必要な事項
	警戒活動班	○地上部の巡回監視 ○土嚢、止水板の設置 ○エレベーターの停止 ○機械室の防護 ○管理シャッターの開閉 ○電気設備、機械設備、排水ポンプ等の措置 ○監視カメラによる館内監視 ○被害発生箇所の応急措置
	避難誘導班	○来街者の避難誘導 ○災害要援助者の介助、避難誘導 ○出入口での立入禁止措置（該当箇所）
	記録班	○被災写真の撮影、被災状況等を「被災日報」等に記録、整理、保存 ○各部署の活動記録、整理、保存

第 10 条（情報収集体制）

現地指揮本部並びに防災センター係員は、下記の手法により情報を収集する。

（1） 浸水危険性の把握

ａ． 神戸市から提供される防災情報（防災行政無線）

ｂ．その他インターネットにより、次の機関から情報の収集に努める。

1）レインマップこうべ（神戸市降雨情報）

2) 気象庁防災気象情報

c．テレビ、ラジオによる気象情報に細心の注意を払い、降雨情報等の収集に努める。

d．浸水危険については、地上を巡回し冠水状況を目視確認により浸水危険を判断する。

(2) 来街者の状況把握

次により随時、地下街の利用状況を把握する。

a．監視カメラにより確認する。

b．防災センター員による巡回により確認する。

第 11 条（情報伝達体制）

情報伝達は、下記に基づき確実に行う。

(1) メトロこうべ緊急連絡網

(2) 防災機関、ライフライン

(3) 協力会社

第 12 条（避難誘導）

避難誘導は次のとおりとする。

(1) 避難の原則

避難誘導は安全、確実、迅速を旨とし、来街者の避難を最優先する。特に身体障害者、高齢者、外国人、乳幼児、妊産婦など災害時要援護者に最大限の配慮をする。

(2) 避難の時期

災害対策本部が設置され本部長が必要と認めた場合に非常放送により来街者等に地上への避難を促すとともに地下街への立ち入りを防止する処置を講じる。

なお、災害対策本部設置に至る前段階において、浸水危険箇所に設置した土嚢・止水板を越えて複数箇所から浸水し、その被害が広範囲に及ぶと判断されるときも同様とする。

(3) 発令時の行動

発令時の初動は次のとおりとする。

内容 担当	行動内容
防災センター ●非常放送 ○その他	●営業中であれば営業中止の呼びかけを行う。 ●営業中であれば、「顧客の避難、誘導」「ガスの元栓閉鎖」「店舗の施錠」「来街者の避難、誘導」「要援護者の介助」等の呼びかけを行う。 ●地上への避難の呼びかけを行う。 ●浸水している場所と安全な避難出口を知らせる。 ●エレベーターを使用せず、階段を使用しての避難の呼びかけを行う。 ○避難誘導班、警戒活動班と連絡を取り合い、必要人数の振り分けを指示する。 ○災害状況を集約し、安全な避難経路の確認とテナント従業員、来街者への連絡を行う。 ○概ね避難が完了した後は、監視カメラにより館内状況を確認し、二次災害の防止に努める。

避難誘導班	○浸水箇所を避けて安全な階段を使用して地上へ避難、誘導する。 ○避難誘導にあたっては、誘導棒を活用する。 ○必要があれば避難階段に担当者を配置する。 ○各出入口にテープ等で地下街への立入禁止の処置を講じる。 ○「車いす」「身体の不自由な方」「ケガ人」「妊婦」「目の不自由な方」等の避難は、周辺の人々に応援を依頼する。 ○車いす使用者の避難は、先に使用者を地上に避難させ、その後可能であれば車椅子を地上に搬出する。 ○テナント従業員に避難、誘導の協力を促す。
警戒活動班	○エレベーターを停止させる。 ○状況に応じて、止水板を追加設置する。 ○地上部の状況を監視し、防災センターに適宜報告する。 ○電気設備、機械設備、空調設備等の保全措置を行う。 ○状況に応じて、排水ポンプを起動させる。
テナント従業員（営業中の場合）	○飲食店はガスの元栓閉鎖を行う。 ○店内に滞留者がいないことを確認して、自店舗の出入口を施錠する。 ○各店店長は避難誘導班の指示に従い、来街者の避難、誘導に当たる。 ○各店従業員は自店の顧客とともに安全な階段から地上に避難する。

(4) 避難場所及び避難経路

a. 避難場所については、新開地タウンは【会下山小学校】、神戸タウンは【中央体育館】とする。

別紙④のとおり

b. 避難経路は、別紙⑤のとおりとするが、当該避難経路では有効に避難できない場合は、別の避難経路を選定する。

(5) 誘導方法及び留意事項

a. 避難誘導班は、地下街滞在者を最短距離の安全な階段へ避難誘導する。
また、避難が完全に終了しているかの探索を行い、逃げ遅れた者の有無を確認する。

b. 避難誘導の際には、誘導棒、放送設備、拡声器等を用いて避難の要領や方向を指示し、混乱防止に努める。

c. 停電時に避難経路を確保する必要がある場合は、照明器具、誘導ロープ等資機材を有効に活用する。

d. 立ち入り制限は次の要領により措置する。

1) 地上の階段入口に立ち入り禁止標識等を掲げ、必要に応じて係員を配置する。

2) 必要に応じて地下街に接続するビルとの取合いシャッターを閉鎖し、通行人の進入を禁止する。

e. 避難誘導の一般的留意事項

1) 誘導員は毅然たる態度で、誘導経路及び避難場所を明確に指示すること。

2) 誘導員自らがパニック状態に巻き込まれないようにすること。

3) 避難誘導の際は、地下街滞在者の協力も得ること。

4) 避難者を決して走らせないこと。

f. 災害要援護者への留意事項

身体に障害をもった人や傷病人及び老人、子供又は日本語の理解が十分でない外国人や地理に詳しくない旅行者などの災害要援護者の避難誘導にあたっては、より一 層の配慮が必要である。特に館内（非常）放送では避難情報の伝達ができない聴覚に障害を持っている人への配慮が必要となる。

地下街における浸水時の災害要援護者の安全確保には、避難誘導員が引率して安全な避難場所まで誘導する方法が有効である。地下街の浸水時においてはエレベーター等の電気施設は停電の恐れがあるため使用できないことから、災害要援護者だけの避難行動は大変困難な場合が多いことに留意する必要がある。

第 13 条（水防施設・水防資機材の点検、整備）

水防施設、水防資機材は定期的に点検、整備を行う。

第 2 章 防災教育・訓練

第 14 条（防災教育）

「自らの命は自らで守る」「自らの地域は自らで守る」そのために、社員やテナント従業員及び協力会社従業員並びに来街者が平素から備えるべきこと、関係機関が分担・協力して実施すべき災害対策、地下街における高齢者や身体障害者などの援護を要する者への助け合い精神を重点とした防災教育を実施し、自主防災への積極的な取組みの啓発を図る。

防災教育の内容は、次のとおりとする。

(1)避難計画の周知徹底

(2)浸水予防の周知徹底

(3)防災体制の周知徹底

(4)水害等に対する事項の周知徹底

(5)その他の防災管理上必要な事項

第 15 条（防災教育・訓練の実施）

防災教育・訓練は、メトロこうべ消防計画に基づき、自衛消防組織による「防火・防災総合訓練」と並行して実施する。

第 16 条（防災訓練）

浸水時に適切に対応するため、次の内容で訓練を実施する。

（1） 訓練の内容

a. 水防訓練

・止水板の設置、土嚢の配置訓練

b. 情報収集、伝達訓練

・情報収集及び伝達方法の確認

c. 避難誘導訓練

・避難誘導方法及び誘導方向、避難誘導員の人員配置に関する訓練

・避難要援護者に対する訓練

d. 逃げ遅れた人の救助、けが人の救護に関する訓練

e. 非常放送に関する訓練

(2) 訓練実施時期

防火・防災総合訓練時

第 17 条（計画の見直し）

この計画は、必要の都度見直すこととする。

附則）

この計画は、2021 年 9 月 1 日より実施する。

別紙 ①

メトロこうべ地下街構造物・設備の概要

1. 構 造

(1)構 造　　鉄骨鉄筋コンクリート造 地下1階(地下2階は鉄道施設)

(2)面 積　　総面積　　12,170㎡

店舗 ： 4,987㎡　　公共通路 ： 5,240㎡　　機械室・他 ： 1,942㎡

(3)延 長　　東　西　852m(鉄道施設部分を含む)

神戸タウン ： 382m　　新開地タウン ： 211m

(4)幅 員　　施　設　　約12～28m(通路は標準6. 8m)

(5)出入口　　23ヵ所(鉄道用通路口、中央通路出入口を含む)

(6)工 期　　着　工　　昭和43年5月1日

竣　工　　昭和43年8月31日

2. 設 備

(1)電気設備

①受電 ： 高圧受電6,600v 2ヵ所から引込み、変圧器で動力用400v及び220v、電灯用110vに降圧送電

②照明 ： 通路600LX、一般店舗1,000LX、飲食店300LX程度、一部に光天井採用

③弱電 ： 電話、光ケーブル、拡声装置(BGM装置を含む)、テレビ・ラジオの共同視聴装置

(2)空調設備

①冷房 ： 神戸タウン/新開地タウン各々にスクリューチラー冷凍機を設置、冷房設備(室内温度26℃、湿度50%)は、セントラル方式とし、夏期は店舗内の冷房をしている。また、神戸タウン・新開地タウンとも、店舗ごとに冷房できる補助冷房システム(分散)を併設している

②排気 ： 飲食店舗の排気は、店内の臭気散逸を防ぐ等のため、厨房系統で全風量を排気する

③給気 ： 強制通風方式で外部から取り入れた新鮮な空気を乾式フィルターで塵芥除去の上、給気ダクトを利用し送風する

(3)防災設備

①自動火災報知 ： 受信機は防災センター(主)及び駅長室(副)に、店舗他各所に煙・熱感知器を設置、屋内消火栓(11ヵ所)位置に手動発信機を付設

②スプリンクラー ： 店舗その他居室部分に設置

③屋内消火栓 ： タウン出入口、公共通路50m間隔に屋内消火栓を設置

④連結送水口 ： 消防隊専用接続栓を出入口階段側壁6ヵ所に設置

⑤非常警報 ： 全域にスピーカーを設け防災センターより放送

⑥避難設備 ： 公共通路・出入口に誘導灯を設置

⑦防火シャッター ： 公共通路に防火防煙シャッター9ヵ所、防火シャッター2ヵ所設置

⑧無線通信 ： 消防・警察共用アンテナシステム、アンテナ2ヵ所設置(鉄道区画含む)

⑨非常照明 ： 公共通路、店舗に電池内蔵型を設置

⑩防水扉 ： 地上出入口に電動式防水扉6基、起ち上げ式水防扉14基を設置(鉄道区間含む)

(4)給排水設備

①給水 ： 市水道本管より直圧方式で各店舗及び通路散水栓などに給水

②排水 ： 雑排水ポンプ槽(新開地タウン2ヵ所、神戸タウン1ヵ所)に水中ポンプ(6台)を設置し、市下水本管に放流

(5)ガス設備

①ガス供給 ： ガス本管(3ヵ所)より引込み、緊急ガス遮断装置を通して、各店舗に供給

②ガス漏れ警報機 ： ガス使用店舗に検知器を設置し、防災センター(主)及び警備室(副)の受信機で集中監視を行う

③緊急ガス遮断装置 ： ガス本管引込み部(3ヵ所)ごとに設け、防災センターより遠隔操作する

別紙 ②

洪水による浸水想定区域　（神戸市 2021 年 6 月）
（想定最大規模降雨）

メトロこうべ付近浸水想定図

神戸市防災計画抜粋

附　則（昭和45年7月27日訓令甲第8号）
この規程は，昭和45年7月23日から施行し，昭和45年6月1日から適用する。
中略
附　則（平成19年8月8日訓令甲第2号）　この訓令は，平成19年8月8日から施行する。

別表（第４条関係）

(1)　神戸市地域防災計画に基づくもの

種類	発令基準	配備につくべき職員	活動内容
連絡員待機指令	気象庁の予報又は警報に基づき，いまだ防災指令第１号を発令するには至らないが，今後の連絡を緊密にする必要があると認められるとき。	局等の長があらかじめ定め，又は必要があると認める場合にその都度定める職員（以下「指定職員」という。）	気象庁の予報又は警報，防災指令等の局等への部内伝達
防災指令第１号	大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）第２条第13号に規定する警戒宣言が発せられ，本市の区域内に相当な影響があると予想されるときその他の災害が発生するおそれがあるが発生の時期，災害の規模等の予測が困難なとき。	指定職員	防災のための警戒及び情報の収集
防災指令第２号	災害が発生するおそれがあるとき又は小規模な災害が発生したとき。	指定職員	予想される災害に対処するための準備処置又は発生した災害に対する応急措置
防災指令第３号	本市の区域内における震度が５弱以上である地震が発生したとき，兵庫県瀬戸内海沿岸に係る気象庁の津波警報があつたときその他の大規模な災害が発生するおそれがあるとき又は大規模な災害が発生したとき。	全職員	この表の防災指令第２号の項に規定する活動内容

備考　三田市及び三木市において震度が５弱以上である地震が発生したときは，防災指令の発令基準については，本市の区域内において震度が５弱以上の地震が発生したものとみなす。

(2)　神戸市国民保護計画に基づくもの

種類	発令基準	配備につくべき職員	活動内容
連絡員待機指令	武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成15年法律第79号）第25条第１項に規定する緊急対処事態（以下「緊急対処事態」という。）又は同法第１条に規定する武力攻撃事態等（以下「武力攻撃事態等」という。）につながる可能性のある情報があるとき。	指定職員	緊急対処事態又は武力攻撃事態等につながる可能性のある情報、防災指令等の局等への部内伝達
防災指令第１号	市外において緊急対処事態又は武力攻撃事態等につながる被害の情報があるとき。	指定職員	緊急対処事態又は武力攻撃事態等への警戒及び情報の収集
防災指令第２号	本市以外の地方公共団体が国民保護対策本部を設置すべき都道府県又は市町村として武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第25条第２項の規定による指定の通知（以下「指定の通知」という。）を受けたとき又は本市の区域内において緊急対処事態若しくは武力攻撃事態等につながる軽微な被害の情報があるとき。	指定職員	予想される緊急対処事態若しくは武力攻撃事態等に対処するための準備処置又は発生した被害に対する応急措置
防災指令第３号	本市が指定の通知を受けたとき又は本市の区域内において緊急対処事態若しくは武力攻撃事態等につながる重大な被害の情報があるとき。	全職員	この表の防災指令第２号の項に規定する活動内容

別紙④

避難施設（場所）

神戸タウン　：　中央体育館

新開地タウン：　会下山小学校

別紙⑤

2021/9/1

避 難 経 路 図